

京都市農業委員会告示第8号

農地法第3条第2項第5号の規定による面積を次のように定め、平成21年12月15日から施行する。

平成21年12月15日

京都市農業委員会会長

適用区域	面積(単位 アール)
北区中川，杉阪，真弓，小野，大森，雲ヶ畑の区域	10
左京区花脊，久多，広河原の区域	10
右京区嵯峨水尾，嵯峨嵯原，嵯峨越畑の区域	10
西京区大原野小塩町，大原野外畑町，大原野出灰町	10
伏見区醍醐一ノ切町，醍醐二ノ切町，醍醐三ノ切	10
上記以外の区域	30

(京都市農業委員会事務局)